

江東区東砂福祉園
指定管理者(候補者)の推薦について

令和7年8月

江東区公の施設に係る指定管理者選定評価委員会
障害福祉部所管施設専門部会

目 次

I	施設の概要	・ ・ ・ ・ ・	P 1
II	指定管理者（候補者）	・ ・ ・ ・ ・	P 1
III	選定方法	・ ・ ・ ・ ・	P 1
IV	選定結果	・ ・ ・ ・ ・	P 3

《 参考資料 》

選定基準	・ ・ ・ ・ ・	P 8
評価点数（詳細）	・ ・ ・ ・ ・	P 9

I 施設の概要

1 施設概要

江東区東砂福祉園

所在地 江東区東砂三丁目30番6号

設置の目的 障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第7項に規定する生活介護施設及び第5条18項に規定する特定相談支援施設として、知的障害者に対し、日常生活における自立と社会参加のための支援サービスを提供する。

設置条例 江東区障害者通所支援施設条例（平成2年3月江東区条例第5号）

設置時期 平成9年4月

2 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

II 指定管理者(候補者)

1 指定管理者(候補者)の概要

名称 社会福祉法人 江東楓の会

所在地 江東区東陽四丁目8番10号202号室

代表者 理事長 伊藤 善彦

従業員数 119名（常勤職員83名、非常勤職員36名）

事業実績 （区内）江東区亀戸福祉園、江東区あすなろ作業所、江東区リバーハウス東砂等
（区外）なし

III 選定方法

1 公募選定の方法

（1）第一次審査

応募申込み時に提出された書類について、事業計画書、収支計画書を基に審査を行い、総合的な審査を行った。その結果、一次審査通過要件である配点の6割以上の得点を獲得した1法人を通過とした。

（2）第二次審査

第1次審査を通過した1法人に対し、実地調査、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、それらを基に選定評価委員会に推薦する指定管理者（候補者）を選定した。

2 選定の経過

日 付	会 議 名	内 容
令和7年2月21日	第2回障害福祉部所管施設指定管理者選定評価委員会専門部会	選定方法の検討
令和7年3月27日	第4回公の施設の指定管理者選定評価委員会	選定方法の決定
令和7年4月14日	第1回障害福祉部所管施設指定管理者選定評価委員会専門部会	選定基準（案）、評価基準（案）の決定
令和7年5月13日	第2回公の施設の指定管理者選定評価委員会	選定基準、評価基準の決定
令和7年5月21日		募集開始、区報記事及びホームページ公開
令和7年6月6日	施設見学会	
令和7年6月23日		募集締切
令和7年7月4日	第2回障害福祉部所管施設指定管理者選定評価委員会専門部会	第一次審査採点結果、第二次審査概要
令和7年7月10日	第二次審査	現地調査・ヒアリング
令和7年7月29日	第3回障害福祉部所管施設指定管理者選定評価委員会専門部会	推薦候補者の選定

3 部会員名簿

障害福祉部所管施設指定管理者選定評価委員会専門部会

	職 名	氏 名
部会長	障害福祉部長	干泥 功夫
副部会長	福祉部長	岩井 健
部会員	障害者施策課長（令和7年4月から）	栗原 真一郎
	障害者施策課長（令和7年3月まで）	小林 愛
	障害者支援課長	工藤 充
	福祉課長	大町 里砂
	長寿応援課長（令和7年4月から）	岩崎 裕之
	長寿応援課長（令和7年3月まで）	伊藤 剛
外部有識者		

IV 選定結果

1 応募状況

施設見学会参加事業者数 1 法人

申込み事業者数 1 法人

2 第一次審査の結果(書類審査)

評価項目	配点	平均点
I 法人（団体）の基本理念・運営方針	40	36.0
II 施設の管理運営体制	120	92.5
III 事業運営計画（生活介護）	135	105.6
IV 事業運営計画（特定相談支援）	10	7.0
V 施設管理	35	28.1
VI その他	40	33.7
VII 選定された場合の今後の取り組み	20	15.3
合 計	400	318

3 第二次審査の結果(実地調査・プレゼンテーション・ヒアリング)

評価項目	配点	平均点
I 法人（団体）の基本理念・運営方針	40	35.3
II 施設の管理運営等	260	215.7
III プレゼンテーション	60	48.7
合 計	360	300

4 総合結果

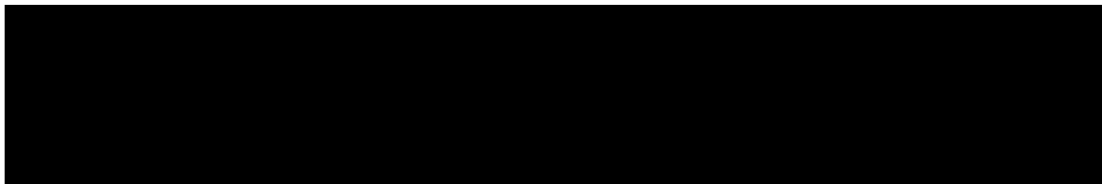
評価項目	配点	平均点
第一次審査	400	318
第二次審査	360	300
合 計	760	618

5 専門部会としての意見

当該法人は、地域に根差した法人として明確な理念・基本方針を掲げている。利用者特性に応じた支援や、利用者の自己選択の機会を尊重した支援の提供が期待できる。施設内だけでなく地域においても障害者が安心した生活を送れるように、近

隣住民や関係機関との交流機会を創出するなど共生社会実現への熱意や実行力が認められる。業務引継ぎについても、他施設における引継実績とノウハウを踏まえた具体的な提案がなされており、利用者や利用者家族に寄り添った安定的・継続的な施設運営が期待できる。

6 財務状況審査



※詳細 P 5 参照

7 外部有識者への意見聴取



意見等 別紙 P 6 参照

令和7年7月29日

江東区公の施設に係る指定管理者選定評価委員会
障害福祉部所管施設専門部会 部会長 殿

江東区東砂福祉園及び障害者（児）施設
指定管理者候補者の推薦に対する意見について

江東区公の施設の指定管理者選定評価委員会障害福祉部所管施設専門部会から求められた指定管理者候補者の推薦について、次のとおり意見を述べます。

1 公募施設（江東区東砂福祉園）の指定管理者候補者の推薦について

（1）選定手順について

候補者の選定手続きは、第一次審査及び第二次審査とも募集要項及び選定基準、評価基準に基づき適正に実施されたと判断します。

（2）法人について

今回推薦された社会福祉法人江東楓の会は、8割以上の評価を得ており、運営法人として適切であると判断します。

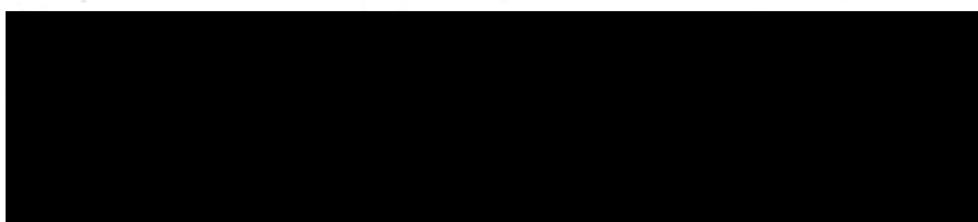
2 非公募施設（障害者（児）施設）の指定管理者候補者の推薦について

（1）選定手順について

候補者の選定手続きは、第一次審査及び第二次審査とも選定基準及び評価基準に基づき適正に実施されたと判断します。

（2）法人について

今回推薦された障害者（児）施設の運営法人は、全法人とも8割以上の評価を得ており、運営法人として適切であると判断します。



江東区東砂福祉園指定管理者選定基準

江東区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年12月15日江東区条例第30号）第5条の規定により、次に掲げる選定基準に照らし総合的に審査し、選定する。

- 1 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- 2 江東区東砂福祉園の効用を最大限に発揮するものであること。
- 3 関係法令を遵守した運営がなされるものであること。
- 4 江東区東砂福祉園の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- 5 江東区東砂福祉園の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること。
- 6 利用者の障害特性や状態に合わせた適切な支援がなされるものであること。
- 7 地域・関係機関等と連携し、十分な事業効果が認められるものであること。